

と どう ふ け ん ま ど や ち
都道府県 の 窓 口

令和 2年 1月 6日 現在

都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス・ホームページ
北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711(専用) FAX 011-232-4240 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp
宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 kodomoj@pref.miyagi.lg.jp
秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp
山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 yusei@pref.yamagata.jp
福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 kosodate@pref.fukushima.lg.jp
茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 jidouka@pref.gunma.lg.jp
埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp
千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 50410109@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dfom.do?acs=SF1383
新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp
富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3496 akenko@pref.toyama.lg.jp
石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)のほか県内各保健福祉センター FAX 076-225-1423 yuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
福井県	健康福祉部子ども家庭課 県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター kodomo@pref.fukui.lg.jp
山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-6920 kokoro@pref.aichi.lg.jp https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yuusei-ichijikin.html
三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 kodomok@pref.mie.lg.jp
滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 eg0002@pref.shiga.lg.jp
京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4586 kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ysodan@gbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 kenkou@office.pref.nara.lg.jp
和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642(健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けた方等の相談窓口	電話 0857-26-7158(福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116(福祉保健課)のほか県内総合事務所 yuuseisodan@pref.tottori.lg.jp
島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 yuuseisodan@pref.shimane.lg.jp
岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-226-7871 yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2841 kenkoudukuriika@pref.tokushima.jp
香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 kosodate@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399(健康増進課)のほか県保健所 healthpro@pref.ehime.lg.jp
高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-873-9941 yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3271 kenko@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 s04820@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 sodan12210@pref.oita.jp
宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5560 ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 aa090701@pref.okinawa.lg.jp

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による
こ ども が できなくなる
しゅじゅつ ひと
手術などをうけた人へ

かね
お金をうけとることが できます。

きゅうゆうせい ほ ご ほういち じ きん し きゅうほう
旧優生保護法一時金支給法 について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほういち じ きん し きゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という法律 が できました。
この法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく
こ ども が できなくなる 手術 などを 受け
からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた こと について
おわび すると かねて あります。
この法律 は 子ども が できなくなる 手術 などを 受けた 人 に
かね ほうら
お金を 払う こと を さだめて います。

くわしく は 厚生労働省 の ホームページ や 各都道府県 の ホームページ など を みてください。
厚生労働省 の ホームページ
「旧優生保護法 による 優生手術 等 を 受けた 方 へ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuseiichijikin_04351.html



このマークは、視覚に頼れないなどが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。

お金をうけとることができる人はどのような人ですか？

昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に

- 子どもができなくなる手術を受けた人
- 子どもができなくなるように放射線をあてられた人です。

うけとるお金はいくらですか？

一人320万円です。

いつまで手続きができますか？

令和6年の4月23日までです。

お金をうけとる手続きの方法がわからなかったり相談したい人は住んでいる都道府県や厚生労働省の窓口にご相談しましょう。

- 都道府県の窓口は次のページにあります。
- 厚生労働省の窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

🕒 受付時間 9:30~18:00 (月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

お金をうけとるための方法



- ① 請求書をかきます
(請求書のかき方がわからなかったら都道府県の窓口にご相談できます)
- ② 手続きに必要な資料(手術を受けたことがわかる診断書や住民票や障害者手帳のコピーなど)を手にいれます
- ③ 住んでいる都道府県の窓口で①の請求書②の資料を出します
(郵便でおくることもできます)

